

----- どちらかの文字を○で囲むこと -----

車台番号欄
 記入例
 ABC
 DEF
 GHI
 JKL
 MNO
 PQR
 STU
 VWX
 YZ
 ⊕ 1 2
 3 4 5
 6 7 8
 9 -

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号		自動車の大きさ
		↑ ここから記入 (アルファベットには、下欄に✓印を記入してください。)		長さ センチメートル
				幅 センチメートル
				高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 (自宅等)				
自動車の保管場所の位置		変更前 ()		
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				年 月 日
警察署長殿		〒 () 住所		
		申請者		
		フリガナ		
		氏名 () 局 番		

第 号

- 注：1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲んでください。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲んでください。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に**変更前**の自動車の保管場所の位置を記入してください。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができます。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）
- 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載してください。
- 6 黒色のボールペン又は黒色のスタンプで記載してください。（消せるボールペンは使用不可。）
- 7 車名、型式、車台番号等の各欄については、自動車検査証により正確に記入してください。
- 8 申請者氏名の欄のⓂは、3枚全てに押印してください。
- なお、届出者（法人を除く。）は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

保管場所の所有区分	自己単独所有・その他
連絡先 (申請者以外)	電話 ----- 氏名
自動車登録番号 又は車両番号	